

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例 (仮称) の概要案

1 目的

白山の活火山地区（火口域から4キロメートル以内）に登山しようとする者に対して、登山の届出を義務付けることにより、登山者による事前準備の徹底、火山災害による遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図る。

2 登山の届出

対 象 者：白山の火口域から4キロメートル以内に登山する者

届 出 事 項：住所、氏名、性別及び年齢

登山の期間及び行程

装備品、飲料水及び食糧の内容

緊急時における連絡先

携帯電話、無線その他の通信手段の状況

罰 則：無届又は虚偽の届出をして白山の火口域から2キロメートル以内に登山した者は、5万円以下の過料を科す。

※火口域から2キロメートル以内は噴火した際、登山者が噴石による影響を受けるリスクが高い範囲であることを明確に示すため、罰則の範囲とする。

3 県の責務

- ・火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発、登山にあたっての注意事項等の情報提供、登山の届出を提出しやすい環境の整備に努めなければならない。
- ・登山の届出が火山災害による遭難の防止、登山者の安否確認・捜索救助活動の迅速化につながるることについて、周知するよう努めなければならない。

4 登山者の責務

- ・登山が自己責任であることを認識し、綿密な登山計画を作成しなければならない。
- ・火山現象等の環境の変化に応じて安全な行動をとるよう努めなければならない。
- ・火山現象等に関する情報を理解したうえで登山しなければならない。

5 施行日

平成29年7月1日施行予定

ただし、罰則は条例施行日から2年以内で規則で定める日から施行

提出義務化・罰則の範囲イメージ

